

第11回成年後見人養成研修 開催のご案内

主催：一般社団法人社労士成年後見センター東京

いまや我が国は4人に1人が高齢者という状況にあり、団塊の世代が75歳を超える2025年には認知症患者が700万人程度まで増加することが推計されています。認知症患者や知的障がい者等を支える「成年後見人」ですが、中でも専門職後見人の育成は待ったなしの状況とされています。

そんな中、最高裁判所事務総局家庭局が取りまとめた「成年後見関係事件の概況－令和3年1月～12月－」において、社労士が第三者後見人として初めて掲載されました。

年金・医療・介護等、社会保障制度全般に関わる唯一の士業である社労士が担う成年後見があらためて見直され、期待が高まっています。

センター設立から9年目を迎えた令和4年度におきましても、オンライン形式(eラーニングとZoom)により、成年後見活動に必須となる事項を内容とする「成年後見人養成研修」を東京都社会保険労務士会の会員の皆さまを対象として以下のとおり実施いたします。成年後見の知識はそれを担うか否かにかかわらず、企業や市民を支える社労士の必須知識であると考えています。

是非、この機会にご受講ください。

□配信期間・講義日・予定時間・カリキュラム (予定)

配信期間 ・講義日時	予定時間	カリキュラム
12/9(金)～ 2/14(火) (配信期間)	0.5h	ガイダンス
	2h	成年後見制度と社労士の関わり・成年後見制度の本旨と制度
	1h	社労士成年後見センター東京が目指す成年後見制度と役割 (R3.10月収録)
	2h	法定後見制度と各種手続き (R3.10月収録)
	2h	任意後見制度と各種手続き (R3.10月収録)
	1.5h	財産管理と財産承継 (R3.10月収録)
	2h	身上監護・介護保険制度の概要 (R3.10月収録)
	2.5h	高齢者・障がい者の理解と支援 (R3.10月収録)
	1.5h	消費者保護の法制度 (R3.10月収録)
	2h	(事例研究) 法定後見人の実務 (R3.10月収録)
	2h	成年被後見人死亡後の実務 (R3.10月収録)
	1.5h	(事例研究) 任意後見 (R3.10月収録)
	2h	保佐・補助の実務・成年後見における地域活動の進め方 (R3.10月収録)
	1h	後見業務への心構え・後見人等の倫理 (R3.10月収録)
	2h	(事例研究) 司法書士による成年後見業務の実際 (R3.10月収録)
	2h	(事例研究) 弁護士による成年後見業務の実際 (R3.10月収録)
3h	成年後見業務に必要な法令の基礎知識 (R3.10月収録)	
2/7 (火) 18:30～ (講義日)	2h	ブロック支部における活動紹介・グループディスカッション・質疑応答 (Zoomによるライブ配信)
	0.5h	修了式(Zoomによるライブ配信)

裏面も必ずご確認ください。

受講対象者

東京都社会保険労務士会会員の皆様

受講料

40,000円

※受付期間終了後、事務局よりご案内する振込先口座へご入金ください。

受付期間

令和4年11月 7日(月) 午前10時～
11月25日(金) 午後4時迄



センターのマスコットキャラクター
らいさ®

オンライン研修における禁止及び注意事項

- (1) eラーニング配信における動画の他者への公開、動画データの保存、録音、録画、その他二次利用等を禁止します。
- (2) センターが提供する研修会(資料、映像、音声、文字等を含む。)に関わる著作権、著作隣接権、商標権、特許権その他一切の知的財産権は、センターまたは正当な権利を有する権利者に帰属するものです。複製、販売、貸与、公衆送信(送信可能化を含みます。)、上映、改変、翻案その他の方法により利用することを一切禁止します。
- (3) eラーニング配信(東京会補講システム)における「ID」と「パスワード」の第三者への提供・譲渡を禁止します。
- (4) 上記(1)から(3)に反してセンターもしくは講師、またはその他の第三者に対し損害を与えた場合には、一切の損害(弁護士費用を含む)を請求させていただきます。
- (5) 受講のために必要な機器類(利用端末を含む)、ソフトウェアおよびIP通信網の利用に必要な契約の締結等、各種の準備行為およびそれらの維持管理は、受講者自らの負担と責任において行うものとし、センターは一切関与しません。
- (6) 受講環境が整わない等、何らかの理由により受講が出来ない場合においても代替実施等の対応はいたしません。
また、eラーニング配信の動画画質・音質は必ずしも受講者の希望に沿う品質を保証するものではありません。
- (7) 連合会テキストは後日郵送いたします。
研修レジュメにつきましては、後日ダウンロードURLをご案内いたします。

申込専用フォームはこちら

<https://forms.gle/pzWdMdkvFreBmGGi8>

右のQRコードからもお申込可能です⇒



【名簿登載の流れ】

以下の要件を全て満たし、センターの「後見人等候補者名簿及び後見等監督人候補者名簿」への登載の申請があった方を名簿登載推薦委員会、理事会の承認を経て登載いたします。

後見人等(後見等監督人)候補者名簿への登載要件

- ①センターの正会員であること。
- ②センターの「成年後見研修規程」で定める養成研修を修了してから2年以内であること。
- ③成年後見業務担保保険に加入していること。
- ④社会保険労務士法第25条に規定する懲戒処分を過去2年間受けていないこと。
- ⑤東京都社会保険労務士会会則第48条及び第50条に規定する処分を過去2年間受けていないこと。
- ⑥全国社会保険労務士会連合会が実施する倫理研修を受講していること。
- ⑦センター会費の滞納がないこと。

※継続して名簿に登載するには、2年ごとの更新研修の受講が必須になります。